

おかやま木の家推進研究会  
グループ代表者  
有限会社ケイ・エフ設計  
藤田 佳篤 様

平成24年8月6日

地域型住宅ブランド化事業 評価事務局

地域型住宅ブランド化事業（平成24年度第1回）  
グループ採択要件のお知らせ

国土交通省より平成24年8月6日付で通知された標記事業について、採択に関する要件等をお知らせいたします。  
なお、本件についてのお問合せは、下記担当者までお願いします。

記

1. グループ番号 : 01-0385-0297
2. グループ名称 : おかやま木の家推進研究会
3. 地域型住宅の名称 : おかやまスタイルの家
4. グループへの配分額（配分相当戸数）:

12,000千円（10戸相当）

※配分額の範囲内で配分相当戸数を上回る戸数の事業実施が可能ですが（詳細は、国土交通省より送付される、採択通知別添「事業実施予定戸数及び戸当たり補助限度額登録手続きについて」をご参照ください）。

5. 採択要件：
  - 別添1 【補助対象とする地域型住宅の共通ルールの特定とその確認方法】
  - 別添2 【使用する地域材に関する事項】
  - 別添3 【グループ構成員リスト兼地域における地域材に関する各認証制度の登録リスト】

以上

地域型住宅ブランド化事業 評価事務局  
阿部・沖本・田上  
電話：03-3560-2886

## 【補助対象とする地域型住宅の共通ルールの特定とその確認方法】

黄グループが適合申請書に記載した、次の事項を満たすことを補助金執行にあたっての必須要件とします。

	地盤型住宅の生産に関する共通ルール	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
○地盤型住宅の規格・仕様に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県農林水産総合センター森林研究所のスパン養（平成24年2月）の構架材の断面算定を採用し、耐震等級2以上とする。</li> <li>・柱は4寸角以上の材を使用する。</li> </ul>	<p>長期優良住宅での第三者機関の证明</p> <p>住宅の木造いのこ材の添付 合法木材証明書・精品書を添付</p>
○地盤型住宅に用いる地盤材の供給・加工・利用に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAS認定を受けた製材構成員の参加により、主要構造材（柱・梁・土台）にJAS製品を使用する。</li> </ul>	<p>住宅の木造いのこ材の添付 合法木材証明書・精品書を添付</p>
主要構造材（柱・梁・析・土台）における地盤材使用のルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造材（柱・梁・析・土台）に岡山県産材を体積で50%以上使用する。</li> </ul>	<p>同上</p>
主要構造材以外の部材における地盤材使用のルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地材、仕上材にも岡山県産材を体積5m<sup>3</sup>以上使用する。</li> </ul>	<p>同上</p>
○地盤型住宅の積算に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準設計図書及び標準見積書の作成および施工者へ提示する。</li> </ul>	<p>標準設計図書及び標準見積書を添付（長期優良住宅申請用）</p>
○地盤型住宅で用いる資材（地盤材を除く）の選択に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業での採用した場合の共通の値引き割合の交渉を行う。</li> </ul>	<p>構成員へ情報公開</p>
○地盤型住宅の施工に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤調査を実施し、軟弱地盤の判定では対策を行う。</li> </ul>	<p>地盤調査報告書の添付と地盤構造を表示した基礎図面を添付</p>
○地盤型住宅の維持管理に関する共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡後30年までの維持管理計画書の策定と点検を実施する。</li> </ul>	<p>維持管理計画書を添付</p>
○地盤型住宅に囲む他の共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐久性の向上や夏の日射を遮蔽するため、軒のある住居の外壁に囲む。</li> </ul>	<p>標準設計図書を添付</p>

## 【使用する地域材に関する事項】

対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度の名称
岡山県産材	岡山県および近隣	合法木材証明制度

## 【対象となる地域材の認証制度において必要となる認定登録証明と確認方法】

使用される地域材の認証制度では、以下の事業者認定・登録が必要となり、あらかじめ確認方法が定められています。関係する構成員が該当するかどうか、着工前に必ずグループ事務局において確認ください。

対象都道府県	認証制度名	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	フレカット	設計	施工
業種	原木供給					
取扱い事業者 証明						
確認方法 (証明書・納品書等)						
備考						

## 【グループ構成員リスト兼地域における地域材に関する各認証制度の登録リスト】

各地域における地域材に関する各認証制度において、団体や事業者等の認定・登録証明書の有無を記載しています。

合法木材証明制度における認定団体・認定事業者に関するものは記載していません。  
 別添2で使用する地域材として登録された制度において、業種に応じて事業者の登録が必要な場合、当該業種については、「〇」が入っている構成員以外は、「本事業における地域材を取り扱うことはできませんのでご注意ください。実績報告時の検査等において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金の交付はされません。着工前に必ずグループ事務局において確認ください。

グループ構成員		地域における地域材に関する各認証制度の登録・認定書の有無	
県番号	事業者名		
I. 原木供給			
33	I-1 真庭木材市売(株)		
33	I-2 (株)津山綜合木材市場		
33	I-3 津山木材生産(協)		
II. 製材・集成材製造・合板製造			
33	II-1 院庄林業(株)		
33	II-2 山下木材(株)		
33	II-3 (株)鈴鹿製材所		
33	II-4 (有)山渓木材		
33	II-5 尾高製材所(株)		
33	II-6 (有)須田製材所		
III. 建材(木材)流通			
33	III-1 (株)岡山木材相互市場		
33	III-2 ワッティワールドのざき		
33	III-3 (株)岡山木材市場		
33	III-4 (株)ウツティヨネダ		
33	III-5 (株)原木工所		
33	III-6 (有)須田製材所		
33	III-7 (株)倉敷木材		
33	III-8 (有)松島木材		
IV. ブルカット			
33	IV-1 (株)岡山住建		
33	IV-2 ワッティワールドのざき		
33	IV-3 山下木材(株)		
33	IV-4 (株)原木工所		
33	IV-5 キプロ(株)		
V. 設計			
33	V-1 花田建築設計事務所		
33	V-2 (有)リスア		
33	V-3 (有)宇川建築計画事務所		
33	V-4 (株)丹羽建築設計事務所		
33	V-5 (有)中村建築設計事務所		
33	V-6 (有)住元建築研究所		
33	V-7 ヴアンズ岡山事務所		
33	V-8 (株)あすと設計事務所		
33	V-9 (有)ケイ・エフ設計		
33	V-10 (株)新谷建築設計事務所		
33	V-11 (株)咲建築設計事務所		
33	V-12 (株)黒川建築設計事務所		
33	V-13 さくら建築設計事務所		
VI. 施工			
33	VI-1 (株)倉敷木材		
33	VI-2 (株)北屋建設		
33	VI-3 (株)なんば建築工房		
33	VI-4 川上建設(株)		

グループ構成員		事業者名		地域における地域材に関する各認証制度の登録・認定書の有無	
県番号	VI	-	5	(株)あらい建設	
33	VI	-	6	(株)おかやま住工房	
33	VI	-	7	(株)有本建設	
33	VI	-	8	(有)達業工房しみず屋	
33	VI	-	9	兒嶋建設(株)	
33	VI	-	10	(株)土井建	
33	VI	-	11	(株)池本工務店	
33	VI	-	12	(株)ハウジング塚本	
33	VI	-	13	青梨芳夫建設(株)	
33	VI	-	14	竹田建設(株)	
33	VI	-	15	(有)石井建設	
33	VI	-	16	4C(株)	
33	VI	-	17	(有)ふくしま建築事務所	
33	VI	-	18	(有)藤島建設	
33	VI	-	19	えびすや(株)	
33	VI	-	20	(有)三島建工	
33	VI	-	21	(有)伯梁建設	
33	VI	-	22	(有)志宇知建設	
33	VI	-	23	(株)ハウジング山陽	
33	VI	-	24	片山住建(株)	
<b>VII.</b>					
33	VII	-	1	(有)辻建材	
33	VII	-	2	(株)イマガワ	

地域型住宅ブランド化事業  
採択グループ事務局 担当各位

地域型住宅ブランド化事業(平成24年度第1回)  
グループ採択要件の地域材に関する内容確認と修正について（別添2、3関係）

「地域型住宅ブランド化事業（平成24年度第1回）グループ採択要件のお知らせ」  
について、以下の内容をご確認ください。

実績報告時の検査等において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金の交付はされません。また、補助金交付後に条件を満たしていないことが判明した場合や申請内容等に虚偽の内容があつたと判明した場合は、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

■1. 【使用する地域材に関する事項】(別添2)

- ・平成24年6月8日に提出いただいた適用申請書より判断された、貴グループが使用する「本事業における地域材」の各認証制度・産地・名称です。異なる場合は「■3 上記1及び2-2)に関する具体的な手続き」に基づいて評価事務局にお知らせください。
- ・使用的地域材の認証制度によっては、業種に応じて事業者の認定・登録が必要となる場合があり、証明書・納品書等による使用確認方法が定められています。補助対象となる住宅の着工前に必ずグループ事務局において登録の有無を確認ください。
- ・補助対象とする住宅には、適用申請書において活用するとした地域材が必ず使用され、かつ、適用申請書様式3-1に記載された「5-(2). 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール」を満たしていただくことになります。

■2. 【グループ構成員 兼 地域における地域材に関する各認証制度】(別添3)

1) 【グループ構成員】

- ・平成24年6月8日に提出いただいた適用申請書により、評価事務局に登録される構成員です。
- ・適用申請書作成時における構成員の登録情報を変更する場合は、「■4 計画変更する場合の手続き」に該当します。計画変更の手続きは、9月以降に予定しております。

2) 【地域材に関する各認証制度 登録・認定書の有無】

- ・平成24年6月8日に提出いただいた適用申請書添付書類により、評価事務局に登録されている内容です。構成員の各認証制度における認定・登録証明書の有無を記載しています。

・貴グループが使用する「本事業における地域材」の各認証制度は別添2に記載のとおりですが、別添3「地域材に関する各認証制度 登録・認定書の有無」の該当する欄に「○」が入っている構成員以外は、「本事業における地域材」を取り扱うことはできませんのでご注意ください。異なる場合は「■3 上記1及び2-2）に関する具体的な手続き」に基づいて評価事務局にお知らせください。補助対象となる住宅の着工前に必ずグループ事務局において確認ください。

### ■3. 上記1、及び2-2)に関する具体的な手続き

標記の手続きについては、原則、補助金交付申請を行いう前に以下の方で評価事務局へ連絡ください。

評価事務局にFAX到着後、受信確認FAXを送付いたします。貴グループよりFAX送信後2週間を過ぎても受信確認FAXがない場合は、早急に評価事務局へお問合せください。

#### <手続き方法>

以下の①、②、及び必要に応じて③をセットにして、通し番号を付した上でFAXにて送付ください。

①FAX送付状（別添様式1）に所定の内容を記載したもの

②平成24年8月6日付「地域型住宅ブランド化事業（平成24年度第1回）グループ採択要件のお知らせ」一式の写しに修正内容がわかるよう、手書きまたはワープロ（枠囲み）で明記したもの

③「地域材に関する各認証制度 登録・認定書」登録もれの場合、構成員が「地域材」の取扱い事業者として認定を受けていること又は、それと同等の木材の分別管理等を行っていることを確認できる書類（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合（参考：募集要領 別紙7④））

●期限：補助金交付申請を行いう前まで

●FAX送付先： 地域型住宅ブランド化事業 評価事務局  
03-3560-2878 (FAX)

※ 上記①②③の内容確認後、評価事務局より手続き等に関する連絡をする場合ございます。

※ 適用申請書作成時における構成員登録もれ等の修正依頼は対象となりません。9月以降に予定している計画変更の手続き（■4参照）を行ってください。

### ■4. 計画変更する場合の手続き

・採択を受けたグループは、採択後の状況の変化等により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、評価事務局の承認を得る必要があります。

① 採択要件として指定した事業内容の変更をしようとする場合（例：「地域材」の取り扱い事業者の追加等）

② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに評価事務局に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、要件としていた事業内容が実行されない場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なるものとなつたと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

・手続き方法については、後日グループ事務局にお知らせいたしますのでご確認ください。

(様式 1)

- 「使用する地域材」修正
- 「グループ構成員」登録情報の修正
- 「地域材に関する各認証制度 登録・認定書の有無」修正

## FAX送付状

送信先	送付日：平成24年 月 日	
評価事務局	件名：地域型住宅ブランド化事業 採択要件に関する登録済要件修正	
FAX：	03-3560-2878	
地域型住宅ブランド化事業	★チェックリスト：	

送信元	グループ番号：	
	0 1 - 0 [ ] - 0 [ ]	
事務局担当者氏名：	グループ名称：	
事務局TEL：		
事務局FAX：		
送信枚数	〔枚数〕 枚 (送信状含む)	

- 1) FAX送付状（本紙）
- 2) 「地域型住宅ブランド化事業（平成24年度第1回）グループ採択要件のお知らせ」一式写し
- 3) 上記2) の写しに修正内容がわかるよう、手書きまたはワープロ（枠固み）で明記
- 4) P2③ 1) 地域材に関する各認証制度 登録・認定書」登録もれの場合、構成員が「地域材」の取扱い事業者として認定を受けていること又は、それと同等の木材の分別管理等を行っていることを確認できる書類（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合（参考：募集要領 別紙7④））
- 5) 通し番号付与
- にチェック／を入れてください。
- ※評価事務局記入欄：  
8月 日 FAX受信しました( 枚)送付状込